

「雫石町国土強靱化地域計画(案)」に対するパブリックコメント実施結果について

雫石町パブリック・コメント制度実施要項に基づき、ご意見等について、次のとおりお知らせいたします。ご意見等をお寄せいただき、ありがとうございました。

1. 実施状況

- (1) 募集期間 令和2年9月11日(金)～令和2年10月12日(月)
- (2) 関係資料の公表 町ホームページ掲載、役場総合案内窓口、各地区公民館
- (3) ご意見の提出方法 窓口への直接持参及び郵便、FAX、電子メールでの提出
- (4) お寄せいただいたご意見 1名の方から2項目のご意見等をいただきました。提出されたご意見とそれに対する町の考え方は次のとおりです。
また、パブリックコメント及び関連部署からの意見を反映し、加除修正いたしました。

○寄せられた意見の概要及び反映状況

《反映区分》

- A: 案で反映済み(案に対する賛意を含む) D: 反映困難
- B: 意見を反映して案の修正等を行う E: その他(参考意見)
- C: 個別計画、実施段階で反映(検討)

No	項目	意見の内容	反映区分	対応方針
1	P5 第2節 想定するリスク	<p>「対象とする自然災害は、町内で発生しうる大規模自然災害として、地震、噴火等とし、過去に大きな被害をもたらした規模を想定した」とあるが、全国で発生した過去の事例を想定するべきではないか。</p> <p>地勢に於いて 岩手山、秋田駒ヶ岳をはじめ 1,000m以上の山々が連なり、町土の約8割を森林が占めているのであれば、防災計画にも記載されているが、落雷や大風による送電線との接触などにより林野の大火災も想定リスクして盛込むべきではないか、民家、温泉施設、46号線仙岩峠への被害を想定すべきではないか、防災訓練まで行っている。</p>	B	<p>自然災害の想定として、ご意見の大規模自然災害全般を対象とする方法のほか、地域の特性に応じた自然災害を特定する方法等がございますが、今回の計画では、岩手県国土強靱化地域計画と整合性を図り、岩手県国土強靱化地域計画と同様に過去に大きな被害をもたらした自然災害を想定しております。</p> <p>林野火災については、ご意見を参考に、林野火災に関する脆弱性評価及び施策を修正および追記しました。</p> <p>◎修正・追記事項 第3節 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価 【森林保全の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林保全のための森林資源の循環利用のほか、治山事業として広大な林野の各所に施設を配置している。また、林野火災に対して、盛岡地区山火事防止対策推進協議会との連携や予防運動を実施、初期消化体制の整備をしている。 ⇒ 災害防止機能を持つ森林を適切に保全するため、造林や間伐を進めるとともに、危険箇所については、予防治山、地すべり防止等の事業を促進する必要がある。また、引き続き関係各所と連携を図り、林野火災予防思想の普及、徹底を進めるとともに、消火資機材の配備や消防訓練等により消火体制を強化する必要がある。

No	項目	意見の内容	反映区分	対応方針
2	<p>第3節 起きてはならない最悪の事態の設定</p> <p>●起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)</p> <p>(5)制御不能な二次災害を発生させない</p>	<p>5-2 農地・森林等の荒廃による土砂災害の発生とありますが、農地・森林等の荒廃及び「開発」による土砂災害の発生とすべきではないでしょうか。</p> <p>国土利用計画 第三次雫石町計画には、「地区内の工業用地については、周辺環境に配慮しながらその機能を維持するとともに、未利用町有地の活用など土地の確保に取り組み、積極的な企業誘致と併せて本町における雇用の場の確保と町の産業の活性化を図っていきます」とあります。また再生可能エネルギー推進計画もあります。遠野市や他の自治体でも森林の「大規模開発」による太陽光パネルの建設では、雨のよる土砂及び泥水の流出が問題になっています。</p> <p>上記文章に開発が盛込まれるのであれば、P11の【土砂災害対策の推進】に「環境基本条例環境影響評価の推進を行う」等の文言が必要と考えます。</p>	B	<p>ご意見の「開発」が意図していることについては、「5-2 農地・森林等の荒廃による土砂災害の発生」の文中「農地・森林等の荒廃」に含まれますが、ご意見を参考に脆弱性評価を追記致しました。</p> <p>◎修正・追記事項</p> <p>【土砂災害対策の推進】</p> <p>○ 土砂災害危険個所の指定は完了しており、緊急度の高い箇所、事業の採択基準に合う箇所から順次対策工事が進められている。「また、一定面積以上の開発計画について都市計画法に基づいた開発許可制度により、開発区域及びその周辺地域における災害の防止に努めている。」</p> <p>⇒ 国や県と連携し、地すべり防止対策、土石流対策、山地災害予防、急傾斜地崩壊対策を促進するとともに、整備した防災インフラの適正管理を行う必要がある。<u>(追記)「また、土地の利用に関して、条例や要綱等の運用により、適切な利用を進める必要がある。」</u></p>